



# 宮崎県公報

平成20年10月1日(水曜日)号外 第53号

発行 宮崎県  
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目次

規則	訓令
○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則……(行政経営課) 1	○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令……(行政経営課) 2

## 規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十年十月一日

宮崎県知事 東国原 英夫

### 宮崎県規則第六十一号

#### 宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則(昭和四十年宮崎県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表県税・総務事務所長の項に次の一号を加える。

五 地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)による次の事務

- 1 第十条の規定による賦課徴収に関すること。
- 2 第十三条第一項の規定による還付に関すること。
- 3 第十三条第二項の規定による還付に関すること。
- 4 第十五条第一項の規定による延滞金等の計算に関すること。
- 5 第十五条第二項の規定による還付加算金の計算に関すること。
- 6 第十六条第一項の規定による充当に関すること。
- 7 第十六条第二項の規定による納付の委託に関すること。
- 8 第十六条第三項の規定による納付の委託に関すること。
- 9 第十六条第五項の規定による通知に関すること。

別表保健所長の項第十四号の二一中「第十五条」を「第十七条」に改め、同号2中「第十八条」を「第二十条」に改め、同号3中「第十九条」を「第二十一条」に改める。

別表保健所長の項第十四号の三13中「申請書」を「届出書」に改める。

別表保健所長の項第十四号の五を第十四号の六とし、第十四号の四を第十四号の五とし、第十四号の三の次に次の一号を加える。

十四の四 宮崎県産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度事務取扱要領(平成二十年八月二十六日定め)による次の事務

- 1 第4の1の(1)の規定による審査申請書類の受理に関すること。
- 2 第6の1の規定による優良性評価制度評価基準不適合届出書の受理に関すること。

別表保健所長の項第四十号の二を次のように改める。

四十の二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令

(平成七年政令第二十六号)による次の事務

- 1 第二条の規定による被爆者健康手帳交付台帳の記載に関すること。
- 2 第三条第一項の規定による居住地の変更の届出の受理に関すること。
- 3 第四条の規定による居住地の変更の届出の受理に関すること。
- 4 第五条第一項の規定による居住地の変更の届出の受理に関すること。
- 5 第八条第一項の規定による認定の申請書の受理に関すること。
- 6 第十一条第一項の規定による医療機関の指定の申請書の受理に関すること。
- 7 第十一条第二項の規定による医療機関の指定の申請書の受理に関すること。
- 8 第十二条(第十六条において準用する場合を含む。)の規定による名称の変更等の届出の受理に関すること。
- 9 第十三条(第十六条において準用する場合を含む。)の規定による指定辞退の申出の受理に関すること。
- 10 第十五条の規定による被爆者一般疾病医療機関の指定の申請書の受理に関すること。

別表保健所長の項第四十号の三中5からりまでを削り、同号4中「第六条第三項」を「第七条の二第三項」に改め、同号中4を6とし、同号3中「第六条第一項」を「第七条の二第一項」に改め、同号中3を5とし、同号2中「第五条第二項」を「第七条第三項」に改め、同号中2を4とし、同号1中「第五条第一項」を「第七条第一項」に改め、同号中1を3とし、3の前に次のように加える。

- 1 第四条第二項(附則第五条において準用する場合を含む。)の規定による被爆者健康手帳又は健康診断受診者証への記載及び返還に関すること。
- 2 第四条第三項(附則第五条において準用する場合を含む。)の規定による被爆者健康手帳交付台帳又は健康診断受診者証交付台帳の記載事項の抹消に関すること。

別表保健所長の項第四十号の三中10を7とし、11を削り、12を8とし、13を9とし、14を10とし、15を11とし、16を12とし、12の次に次のように加える。

- 13 第三十五条の二(第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条において準用する場合を含む。)の規定による居住地変更の届書の受理に関すること。
- 14 第三十五条の三第二項(第四十六条、第五十条、第五

十四条及び第六十三条において準用する場合を含む。)の規定による居住地変更の届書の受理に關すること。  
別表保健所長の項第四十号の三中17を15とし、18を16とし、16の次に次のように加える。

- 17 第三十七条第三項(第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条において準用する場合を含む。)の規定による医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書又は保健手当証書の返納の受理に關すること。

別表保健所長の項第四十号の三中19を18とし、20を19とし、19の次に次のように加える。

- 20 第四十一条の二第一項(第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条において準用する場合を含む。)の規定による届書の受理に關すること。

別表保健所長の項第四十号の三中38を40とし、40の前に次のように加える。

- 39 附則第三条の規定による健康診断受診者証交付台帳の記載に關すること。

別表保健所長の項第四十号の三中37を38とし、同号36中「第七十六条第一項」を「第七十七条第一項」に改め、同号36を37とし、35を36とし、34を35とし、33を34とし、32を33とし、31の次に次のように加える。

- 32 第六十七条の二の規定による居住地変更の届書の受理に關すること。

別表保健所長の項第四十号の三に次のように加える。

- 41 附則第四条の二の規定による居住地の変更の届出の受理に關すること。
- 42 附則第四条の三第一項の規定による居住地の変更の届出の受理に關すること。

別表保健所長の項第四十三号を次のように改める。

四十三 栄養士法施行令(昭和二十八年政令第二百三十一号)による次の事務

- 1 第一条第一項の規定による栄養士の免許の申請書の受理に關すること。
- 2 第一条第二項の規定による管理栄養士の免許の申請書の受理に關すること。
- 3 第三条第二項の規定による栄養士名簿の訂正の申請の受理に關すること。
- 4 第三条第四項の規定による管理栄養士名簿の訂正の申請の受理に關すること。
- 5 第四条第一項の規定による栄養士名簿の登録の抹消の申請の受理に關すること。
- 6 第四条第二項の規定による管理栄養士名簿の登録の抹消の申請の受理に關すること。
- 7 第四条第三項の規定による栄養士名簿又は管理栄養士名簿の登録の抹消の申請の受理に關すること。
- 8 第五条第一項の規定による栄養士免許証の書換え交付の申請の受理に關すること。
- 9 第五条第二項の規定による管理栄養士免許証の書換え交付の申請の受理に關すること。
- 10 第六条第一項の規定による栄養士免許証の再交付の申請の受理に關すること。
- 11 第六条第五項の規定による栄養士免許証の返納の受理に關すること。

- 12 第六条第六項の規定による管理栄養士免許証の再交付の申請及び返納の受理に關すること。
- 13 第八条第一項の規定による栄養士免許証の返納の受理に關すること。
- 14 第八条第二項の規定による管理栄養士免許証の返納の受理に關すること。
- 15 第八条第三項の規定による栄養士免許証の返納の受理に關すること。
- 16 第八条第四項の規定による管理栄養士免許証の返納の受理に關すること。

別表林業技術センター所長の項に次の一号を加える。

- 二 共同研究に伴う事務に關すること。

別表木材利用技術センター所長の項に次の一号を加える。

- 二 共同研究に伴う事務に關すること。

別表農林振興局長の項の次に次のように加える。

総合農業試験場長	一 共同研究に伴う事務に關すること。
----------	--------------------

別表家畜保健衛生所長の項の次に次のように加える。

畜産試験場長	一 共同研究に伴う事務に關すること。
--------	--------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成二十年十月一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第二十二号

本 庁  
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程(昭和四十年訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第三(その一)健康増進課の項課長特定専決事項の欄第一号中「及び障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)に基づく医療費その他の公費並びに特定疾患医療費及び宮崎県特定不妊治療費助成金」を「、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)、特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和三十八年五月二十八日定め)、宮崎県特定不妊治療費助成金給付要綱(平成十六年四月一日定め)及び宮崎県肝炎治療費助成事業実施要領(平成二十年三月三日定め)に基づく医療費その他の公費」に改める。

別表第三(その一)経営金融課の項課長特定専決事項の欄第六号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同号3中「第四十条の規定による貸金業の登録の消除」を「第二十四条の六の七の規定による貸金業の登録の抹消」に改める。

別表第五保健所の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

- 六 宮崎県産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度事務取扱要領(平成二十年八月二十六日定め)による次の事務

- 1 第4の3の規定による適合許可証(産業廃棄物収集運搬業許可及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可(積替施設又は保管施設を有しない場合に限る。))に係る許可

証に限る。)の交付に関する事。

- 2 第6の1及び2の規定による交付済み適合許可証(産業廃棄物収集運搬業許可及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可(積替施設又は保管施設を有しない場合に限る。)に係る許可証に限る。)の記載の修正に関する事。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。